

立山カルデラ砂防博物館「学芸員と行くフィールドウォッチング事業」
旅行業務委託仕様書

1 業務名

立山カルデラ砂防博物館「学芸員と行くフィールドウォッチング事業」旅行業務委託

2 業務の概要

立山カルデラ砂防博物館（以下「博物館」という。）が企画する「学芸員と行くフィールドウォッチング事業」（以下「FW事業」という。）にかかる旅行業務を行う。

3 業務の内容

(1) 旅行企画の調整及び決定

博物館が策定した別紙1の「令和7年度フィールドウォッチング事業計画書」を基に、コース毎の行程、参加費等の内容を博物館と協議の上決定するものとする。

(2) FW事業の参加者（以下「参加者」という。）の募集

- ① 参加者の募集に当たっては、参加者の確保に効果的な手法により募集を行うこと。
- ② 参加申込時に参加者の氏名、年齢、住所、電話番号、健康状態、緊急連絡先等（以下「参加者の情報」という。）を把握すること。
- ③ 参加申込みの状況を博物館へ報告すること。
- ④ 参加者の確定後、速やかに参加者の情報を博物館に報告すること。

(3) 旅行の手配

- ① 上記（1）に基づき登山ガイド、交通、昼食等の手配を行うものとする。
- ② 旅行中の安全を確保するための対策や体制を整えるとともに、参加者が急病、事故等により治療・救援が必要となった場合や天候が急変した場合の対応方法及び連絡体制を整えるとともに、その内容を博物館に報告すること。
- ③ 旅行中の事故に対応するため、国内旅行傷害保険へ加入すること。

(4) 参加者との連絡調整

- ① 参加者との連絡調整は受託者が窓口となり行うこと。
- ② 参加者に対して旅行の日程、企画内容、コースの情報、服装、必要な携帯品、緊急連絡先等を記載した資料を事前に提供すること。
- ③ 博物館が雨天や荒天のため旅行内容を変更や中止する場合は、前日までに参加者に連絡すること。

(5) 旅行の運営

- ① 各コースの旅行には必要数の添乗員が同行すること。
- ② 添乗員は、旅行中、参加者、博物館職員、ガイド、訪問先等との必要な調整を行

うこと。

- ③ バスの出発前に点呼等により、確実に参加者の人数を確認すること。
 - ④ 添乗員は、参加者の健康及び安全の確保に十分配慮し、参加者が急病、事故等により治療・救護等が必要になった場合は、博物館職員と協力して適切に対応すること。
- (5) 参加費の徴収
- ① 受託者は、確定した参加者から参加費を徴収すること。
 - ② 受託者は、上記以外にいかなる料金も徴収しないこと。

4 委託料

委託料は以下の経費とする。

- (1) F W事業の広報・参加者の募集及び連絡並びに参加費の徴収に係る費用
- (2) 博物館等のF W事業実施に係る関係者との連絡調整費
- (3) 諸経費

なお、参加者から徴収する参加費は、以下の経費に充当するものとする。

- ・バスなどの借り上げ費用及び公共交通機関の運賃等
- ・添乗員の費用
- ・昼食に係る費用（博物館職員に係るものは除く。）
- ・国内旅行傷害保険（博物館職員に係るものは除く。）

5 支払方法

精算払い

6 留意事項

- (1) 本仕様書は、企画提案のために作成したものであり、実施段階において必要な変更をする場合がある。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて博物館と協議するものとする。